



各 位

平成 27 年 4 月 10 日

会 社 名 株式会社ワキタ
代表者名 代表取締役社長 脇田 貞二
(コード番号 8125 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 小田 俊夫
(TEL. 06-6449-1901)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 28 日開催予定の当社第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加し、所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 25 条（社外取締役の責任限定契約）および第 32 条（社外監査役の責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。
なお、定款第 25 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 平成 27 年 5 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」において、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されておりますので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(1) } (11) } (条文省略)	(1) } (11) } (現行どおり)
(12) 生命保険の募集に関する業務および <u>旅行代理店業</u> 。	(12) 生命保険の募集に関する業務および <u>旅行業法に基づく旅行業</u> 。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(13) } (24) } (条文省略)</p> <p>(25) 電力の供給事業。</p> <p>(26) 貨物利用運送事業。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(27) } (28) } (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>監査役</u>の選任) 第 27 条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める<u>監査役</u>の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約) 第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(13) } (24) } (現行どおり)</p> <p>(25) 電力の<u>発電および供給</u>事業。</p> <p>(26) <u>貨物利用運送事業、一般貨物自動車運送事業および貨物軽自動車運送事業。</u></p> <p>(27) <u>インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業およびインターネットオークションの企画、運営。</u></p> <p>(28) <u>産業廃棄物の収集運搬および処分業。</u></p> <p>(29) } (30) } (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役</u>の責任限定契約) 第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>監査役</u>の選任) 第 27 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める<u>監査役</u>の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約) 第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 5 月 28 日(木) 予定

定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 28 日(木) 予定

以上